

子育てに関わる休暇



福島大学男女共同参画推進専門委員会

目次

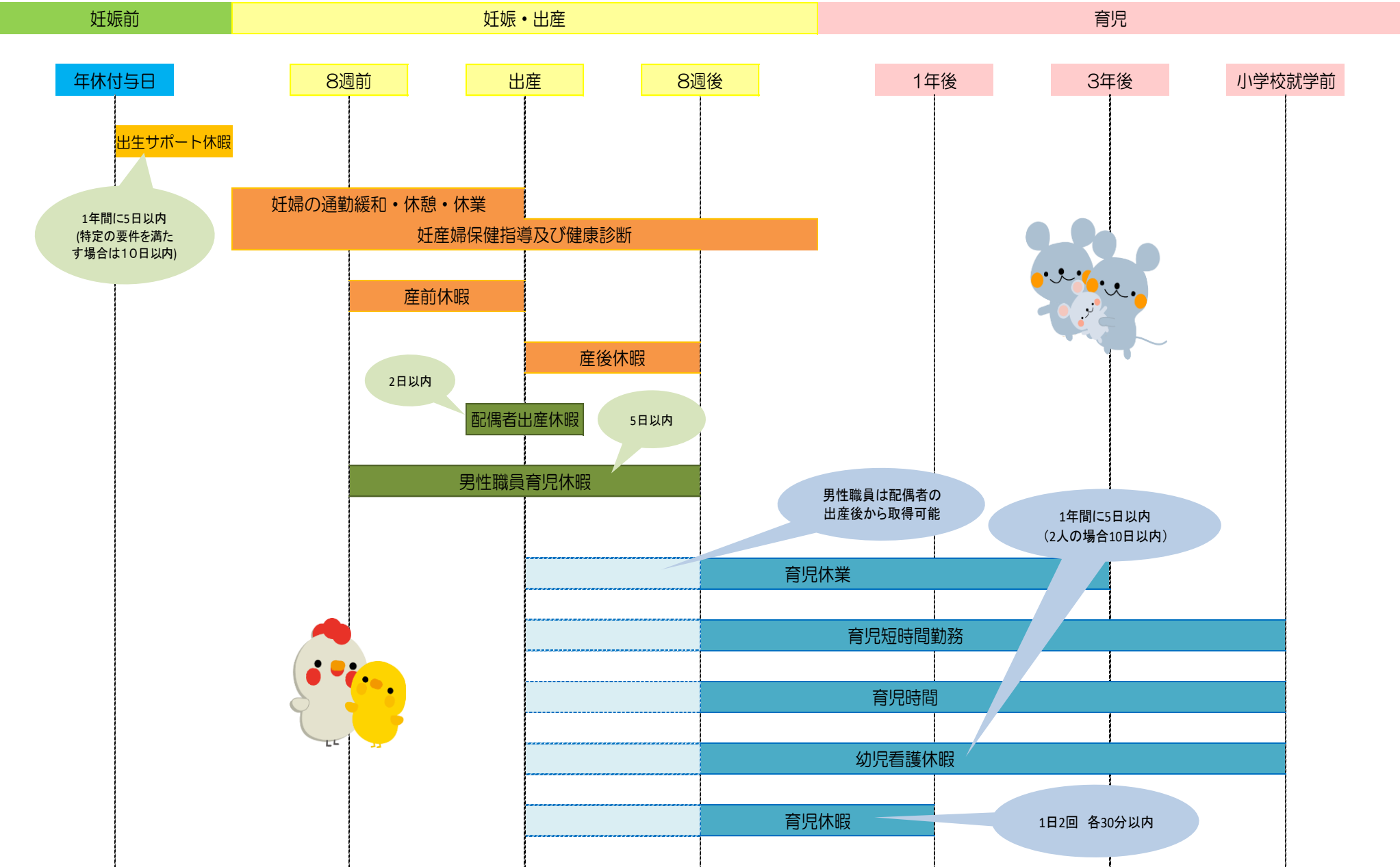
- 1. 子育てに係る休暇等の例・・・・・・・・・・ 2
- 2. 子育てに係る休暇等一覧・・・・・・・・・・ 3



各種制度の利用をご希望の方は、詳細をご案内いたしますので、
人事課労務担当までお問い合わせください。

TEL : 024-548-8008(内線 2288) FAX : 024-548-6569
E-mail : roumu@adb.fukushima-u.ac.jp

子育てに係る休暇等の例





子育てに係る休暇等一覧

	種類	期間	常勤職員			非常勤職員						提出書類
			女性	男性	有給・無給	契約職員			パートタイム職員			
						女性	男性	有給・無給	女性	男性	有給・無給	
1	出生サポート休暇	1年間（年次有給休暇付与日から1年間）において5日（当該通院等が体外受精その他の学長が認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）	○	○	有給	○	○	有給	○	○	有給※	特別休暇簿
2	妊婦の通勤緩和	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
3	妊婦の休憩・休業	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
4	妊産婦保健指導及び健康診断	職務専念義務を免除された期間	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
5	産前休暇	産前8週間（多胎の場合14週間）	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給※	特別休暇簿
6	産後休暇	産後8週間（出産日の翌日から）	○	×	有給	○	×	有給	○	×	有給※	特別休暇簿
7	配偶者出産休暇	配偶者が出産する場合に2日の範囲内	×	○	有給	×	○	有給	×	○	有給※	特別休暇簿
8	男性職員育児休暇	配偶者の産前及び産後8週間の期間で5日の範囲内	×	○	有給	×	○	有給	×	○	有給※	特別休暇簿
9	育児休業	子どもが3歳に達するまで	○	○	無給	△	△	無給	△	△	無給	育児休業申出書
10	育児短時間勤務	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	勤務時間に 応じて支給	○	○	勤務時間に 応じて支給	○	○	無給	育児短時間勤務申出書
11	育児時間	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	勤務しない時間 について減額	○	○	勤務しない時間 について減額	○	○	無給	育児時間申出書
12	幼児看護休暇	子どもが小学校就学の始期に達するまで、1年間に5日（2人の場合10日間）	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	特別休暇簿
13	育児休暇	子どもが1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内	○	○	有給	○	○	有給	○	○	無給	特別休暇簿
—	所定外労働の免除	妊娠中又は出産後1年に達するまで、もしくは子どもが3歳に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	所定外労働免除申出書
—	時間外労働の制限	子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	時間外勤務制限申出書
—	深夜勤務の制限	妊娠中又は出産後1年に達するまで、もしくは子どもが小学校就学の始期に達するまで	○	○	—	○	○	—	○	○	—	深夜勤務制限申出書

※6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者、かつ、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は1年間の勤務日が121日以上であるパートタイム職員に限る。

妊娠前に関する制度

1. 出生サポート休暇

対 象	不妊治療を行う職員
期 間	1年間（年次有給休暇付与日から1年間）において5日（当該通院等が体外受精その他の学長が認める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）
提 出 書 類	特別休暇簿
給 与	有給（きんさぽ利用者はきんさぽにて申請）

妊娠期に関する制度

2. 妊婦の通勤緩和

対 象	女性職員
期 間	妊娠していて本人が申し出た期間
提 出 書 類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
給 与	有給

3. 妊婦の休憩・休業

対 象	女性職員
期 間	妊娠していて本人が申し出た期間
提 出 書 類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
給 与	有給

4. 妊産婦の保健指導及び健康診査

対 象	女性職員
期 間	妊娠・出産した本人が申し出た期間
提 出 書 類	妊産婦である職員の職務専念義務免除に関する調書
給 与	有給

出産期に関する制度

5. 産前休暇

対 象	女性職員
期 間	産前8週間（多胎の場合は14週間）
提 出 書 類	特別休暇簿
給 与	有給＊（きんさぽ利用者はきんさぽにて申請）

6. 産後休暇

対 象	女性職員
期 間	産後8週間（産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
提 出 書 類	特別休暇簿
給 与	有給＊（きんさぽ利用者はきんさぽにて申請）

＊協会けんぽ加入者は出産手当金の支給あり（出産の日以前42日目（多胎妊娠は98日目）から出産の日後56日目まで）





7. 配偶者出産休暇

対 象	男性職員
期 間	配偶者が出産のため病院に入院するなどの日から出産の日 後2週間以内に2日の範囲内
提 出 書 類	特別休暇簿
給 与	有給(きんさぼ利用者はきんさぼにて申請)

8. 男性職員育児休暇

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員
期 間	配偶者の出産予定日の8週間前から出産の翌日から8週間 までの期間で5日の範囲内
提 出 書 類	特別休暇簿
給 与	有給(きんさぼ利用者はきんさぼにて申請)

育児期に関する制度

9. 育児休業

対 象	3歳に満たない子を養育する職員(*要件有) 配偶者が専業主婦(夫)、また夫婦同時でも取得可能。	
期 間	子が出生した日(育児休業に係る子を出産した職員は産後休暇の終了後)から満3歳に達する日(誕生日の前日)までの間で職員が育児休業申出書に記載した連続した一定の期間	
申 出 期 限	原則、育児休業開始日の1か月前までに人事課任用係まで申し出ること。	
取 得 回 数	原則一子につき一回。(*2 一回に限り延長可) ただし、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する翌日までに育児休業を取得し、かつその期間内に当該育児休業が終了している場合等は再度の取得が可能。	
提 出 書 類	育児休業取得する場合	育児休業申出書
	育児休業の期間を変更する場合	育児休業期間変更申出書
	育児休業を撤回する場合	育児休業撤回申出書
給 与	無給※	

* 育児休業を取得するための要件

契約職員、パート職員、嘱託職員または非常勤講師に関しては、子が1歳6月に達するまでに、任期が満了することが明らかでない者

*2 育児休業の延長

育児休業終了予定日の1月前の日までに申し出ること

※育児休業中の給付金(R4.4.1現在)

①育児休業給付金(雇用保険より)

休業開始時賃金日額×支給日数の67%(育児休業の開始から6か月経過後は50%)

②育児休業手当金(共済組合より、共済組合加入者のみ、協会けんぽ加入者は対象外)

標準報酬日額×支給日数の67%

(育児休業の開始から6か月経過後は50%、雇用保険育児休業給付金受給対象外の職員)

10. 育児短時間勤務

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で職員が申し出た期間（1月以上1年以下の期間に限る）
勤 務 形 態	①1日につき4時間勤務（土曜日及び日曜日以外の日） ②1日につき5時間勤務（土曜日及び日曜日以外の日） ③1日につき6時間勤務（土曜日及び日曜日以外の日） ④週3日7時間45分勤務（土日以外2日休日） ⑤週2日7時間45分勤務、週1日4時間勤務（土日以外2日休日） ≪変形労働制≫ ①1週間当たりa.19時間30分、b.20時間、c.23時間15分、d.25時間勤務（4週ごと8日以上の日） ②1週間当たりa.19時間30分、b.20時間、c.23時間15分、d.25時間勤務（52週を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合の日を休日とし、休日が4週間につき4日以上とする。1週当たりの勤務時間は42時間を超えない。）
取 得 回 数	小学校就学の始期に達していない子を養育している間は請求可（原則同じ子に係る育児短時間勤務の申出は、前に申し出た期間終了の日から1年を経過しない場合は行うことができない）、期間延長可
提 出 書 類	育児短時間勤務申出書
給 与	勤務時間に応じた額を支給（期末・勤勉手当の在職期間から除算有）

11. 育児時間

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で職員が申し出た期間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分単位
提 出 書 類	育児時間申出書
給 与	勤務しない時間について減額（勤勉手当の在職期間から除算有）

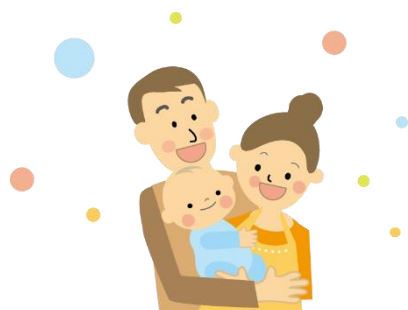
12. 幼児看護休暇

対 象	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
期 間	子が小学校就学の始期に達するまでの間で、その子の看護、予防接種又は健康診断を受けさせるため、5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）の範囲内
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぽ利用者はきんさぽにて申請）
給 与	有給（パートタイム職員は無給）

13. 育児休暇

対 象	生後1年に達しない子を育てる職員
期 間	子が生後1年に達するまでの間で、1日2回各30分以内
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぽ利用者はきんさぽにて申請）
給 与	有給（パートタイム職員は無給）





平成 24 年 4 月作成
平成 31 年 2 月改訂
令和 4 年 6 月改訂